

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月24日
【会社名】	株式会社チェンジホールディングス
【英訳名】	CHANGE Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役兼執行役員社長 福留 大士
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役兼執行役員CFO 山田 裕
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目17番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役兼執行役員社長福留大士及び最高財務責任者である取締役兼執行役員CFO山田裕は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社を対象に、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を金額的及び質的重要性並びにその発生可能性を考慮し、以下の手順で合理的に決定しました。

全社的な内部統制

当社グループの全社的な内部統制の評価範囲は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮し、12社を評価対象事業拠点として選定しました。なお、連結子会社20社及び持分法適用関連会社5社については、財務報告に対する影響の重要性が僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセス統制

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社11社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

当社グループでは、NEW-ITトランスフォーメーション事業及びパブリック事業に関する役務提供を行っていることから事業活動の規模を表す売上収益を経営管理上の重要な指標として注視しております。また、当社グループは、当社が複数の子会社株式を保持している持株会社であることを考慮し、売上収益（連結会社間取引消去後）に加え総資産も選定基準としております。その結果、各事業拠点の連結会計年度の売上収益（連結会社間取引消去後）及び総資産の金額が高い拠点から合算していき、連結会計年度の連結売上収益又は総資産がおおむね3分の2に達している4事業拠点を「重要な事業拠点」として選定しました。なお、「おおむね3分の2」を定量的基準とした理由は、当社グループの主要な事業拠点を確実に網羅しつつ、評価手続の実効性と効率性のバランスを踏まえ、財務報告に対する影響の大きい範囲を合理的にカバーできる水準と判断したためです。また、近年のグループ構成の変化等を踏まえ、当該基準に達しない拠点であっても、質的重要性やリスクの発生可能性が高いと判断される場合には、重要な業務プロセスとして個別に精査し、評価範囲を決定しております。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目を評価対象プロセスに選定しております。当社については、持株会社として複数の子会社株式を保有している性質から、関係会社株式勘定を引き続き選定しております。加えて、当事業年度においては当社主導で推進する公共案件が拡大するなど事業環境が変化していることを踏まえ、新たに当社における売上収益及び売掛金に係る業務プロセスを評価対象に含めました。

また、事業子会社については、顧客のデジタル化ニーズに対するソリューション提供（ビジネスモデル・業務プロセスのデジタル化及びデジタル人材の育成支援など）という事業形態を考慮し、売上収益、売掛金及び売上原価をそれぞれ評価の対象としております。なお、当該売上原価については、連結会計年度の売上原価（連結会社間取引消去後）のうち、構成割合の高い外注費、システム関連費用並びに人件費に係る業務プロセスを選定しました。

これらの業務プロセスに組み込まれたITを利用した統制（IT業務処理統制）、及びその前提となるIT全般統制についても、財務報告に係るリスクを踏まえて評価手続に織り込んでおります。さらに、重要な業務を外部委託している場合には、受託会社が発行する保証報告書の入手・確認等を通じて、委託先における統制が当社の財務報告に及ぼす影響を検討しております。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲において、財務報告への影響を勘案し、重要な虚偽記載の発生可能性が高く見積りや予測を伴う勘定科目や、リスクの大きい取引を行っている事業に係る業務プロセスを個別に評価対象に追加しております。具体的には、重要性の大きい業務プロセスとして、NEW-IT事業において重要な役割を果たしている子会社1社の「売上収益及び売掛金に係る業務プロセス」、並びに別の子会社1社の「売上収益、売掛金及び売上原価に係る業務プロセス」を追加いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。